

令和元年度第1回子ども未来局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日時 令和元年7月4日(木) 10時00分～11時45分
- 2 会場 本庁舎地下1階 第1会議室
- 3 出席者 (委員) 奥野委員長、相川委員、新井委員、遅塚委員、金子委員、小田嶋委員、佐野委員
(所管課) 子ども家庭総合センター総務課、総合療育センターひまわり学園総務課
(事務局) 子ども育成部子育て支援政策課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果
選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
けやき荘	1	母子生活支援施設	公募	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日
はるの園 さくら草学園 杉の子園	3	児童発達支援センター (はるの園、さくら草学園) 障害児通所支援事業所 (杉の子園)	公募	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日

6 議事要旨

- (1) 委員長の選任および委員長職務代理者の指名について
委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理を指名した。

【結果】

昨年度も委員長としての実績があり、中小企業診断士として法人の経営状況などの把握に長けているとの理由から、奥野委員が選任された。委員長職務代理には、奥野委員長から金子委員が指名された。

- (2) けやき荘における指定管理者の選考方法案等について
所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。
 - ① 募集区分
単独とする。

- ② 設置条例名・設置目的
「さいたま市母子生活支援施設条例」
母子の保護、自立の促進及び生活を支援するため。
- ③ 募集方法
公募
- ④ 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
- ⑤ 施設概要・業務内容・申請資格要件
【所在地】さいたま市浦和区（所在地非公表）
【規模】延床面積639㎡、建築面積984㎡、鉄筋コンクリート造地上3階、
定員19世帯、昭和54年3月建築
【主な施設】事務室、母子室、集会室、学習室、洗濯場ほか
【指定管理者の業務】
○施設、付属設備の維持管理
・危機管理に関する業務
・建築設備及び防火設備定期点検
・250万円以下の修繕等
○施設の設置目的を達成するために必要な業務
・入所する母子の保護、自立の促進及び生活の支援に関する業務
・退所した者についての援助に関する業務
・清掃及び鍵の管理等日常的な施設の管理業務
・施設及び設備等の維持管理業務
・その他市長が必要があると認める業務
○その他の業務
・各種報告書の提出等
【申請資格要件】（マニュアルに定められている共通の審査資格を除く。）
・事務所の所在地が埼玉県内にあること
・児童福祉施設（通所施設を除く）の管理運営業務を5年以上継続して行っていること
- ⑥ 選定基準
○施設の管理にあたり、入所世帯との信頼関係の構築や維持を重視した以下の項目を追加
・入所世帯の事情を理解し、十分な信頼関係の構築に関する提案がされているか
・関係機関など施設外との連携に関する提案がされているか
・十分な経験と実績のある職員配置がされているか
- ⑦ 利用料金制
・利用料金なし。ただし、前年度の所得により、負担金がかかる場合あり。
・居室の電気・ガス・水道などの費用は自己負担。
- ⑧ 指定管理料

・ 286,014千円（5年間）

⑨ スケジュール（募集期間）

・ 7月16日～8月22日

【質疑等】

Q エレベーターと自動ドアは設置されているか。

A 設置していない。

Q 指定管理料の施設管理費の積算が、3年周期で動きがある理由は。

A 建築基準法に定められた法定点検が3年に1度あるため、施設管理費に反映させている。

Q 昭和54年の建築となっているが、その後大規模修繕は行われているか。

A 詳しい資料を持ち合わせていないため詳細は不明だが、過去に実施している。

Q 給食はあるのか。

A 各世帯で自炊してもらっているため、給食の提供はしていない。

Q 現在の指定管理はどこの法人か。

A 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団である。

Q 事業団であるとする、5年前に指定管理者を決定したと思われるが、平成26年12月議会で、けやき荘とは異なるが、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団の運営する施設のことで「市が指導監督を行うこと」との付帯決議がなされている。どのように指導監督を行ってきたか。

A 設備及び運営の向上を図ることを目的として、条例及び児童福祉法46条に基づいた施設運営・権利擁護に関する実態調査（自己点検及び実地調査）を毎年度実施している。また、指定管理者による公の施設の管理運営について、協定書に基づく業務履行の確保はもとより、更なる市民サービスの向上を図るべく、業務内容等の見直しなど効果的・効率的な管理運営が求められていることから、施設の目的の履行に特に重要と考えられる項目について、定期の業務報告書等による評価とは別に、実地による抽出検査を実施している。さらに、年に1回程度、入所決定の窓口となる区役所支援課職員や総務課をはじめとした市職員と施設との合同連絡会議を開催し、施設の運営状況や課題の共有を行っている。

さらに、入所決定前の見学や利用にあたって、施設職員が希望者へ説明を行う際は、区支援課職員が同席することとしている。

なお、広域入所でさいたま市外の入所希望者を受け入れる場合は、他県市の担当者及び入居希望者が、状況説明や施設見学に訪れた際、総務課職員が同席するようにしている。

遠隔地であっても、「施設職員」と「他縣市担当者および入居者」のコミュニケーションの円滑化や良好な関係性を構築しやすくなるように、体制を取っている。

Q 「職員配置の基準」で、条例に基づく資格を有する職員とあるが、施設長や母子支援員には資格要件があるのか。

A 施設長の資格として、

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

母子支援員の資格として、

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものとなっている。

Q 常勤職員の要件とは。

A 9時から17時までの、フルタイム勤務の職員。

Q 19世帯が受け入れ可能とあるが、何世帯が現在入所しているのか。また、入所期間の制限はあるのか。

A 現在4世帯が入所している。入所期間について定めはないが、自立に向けた支援として2～3年で退所できるような支援を行っている。

Q 職員の配置基準は19世帯を想定したものか。

A そのとおり。

Q 過去5年間の利用状況はどうなっているか。

A 通常入所は、平成26年度8世帯(平成26年度までは市内に2か所存在。うち、けや

き荘6世帯)・平成27年度4世帯・平成28年度4世帯・平成29年度3世帯・平成30年度6世帯。

Q 配置人数6人以上としているが、人件費は、19世帯を想定しているのか、それとも実績ベースで想定している金額なのか。

A 人件費は実績ベースとなっている。

Q 参加申込者から見たら、19世帯の満員を想定した人件費と思われるのではないかと。実際の入所状況を記載しておく必要はないのか。

A 館全体をみてもらうと考えており、現在の入所世帯数について記載する予定はない。

(意見)

- ・募集要項「1.2その他」で、「障害者雇用に努める。」とある。雇用だけでなく「くるみん(次世代育成支援認定企業)」の認定を持っている、男女共同参画の視点や障害者の優先調達等、市の推進している施策を積極的に取り入れている法人には加点をしてみてもどうか。
- ・募集要項「2.管理の基準(3)」では、ひまわり学園所管の案件と見比べてみると、法令遵守の項目の細かさが異なるように見受けられる。何かあった場合は、「この法令に基づいて適切に運営してください」という話になると思うので、具体的な関係法令名を記載しても良いのではないかと。
- ・全体のしくみ(市のルール)だと思うので、所管では答えられないかもしれないが、募集要項の中に委員の個人名を記載し、3親等以内の親族が応募事業者の代表者等で有る場合等々とあるが、募集要項の中で委員の個人名を記載して公にしているのはあまり例がない。記載することによって、かえって、候補者が委員へ便宜を図るといったデメリットも予想されるのではないかと。

【結果】

選考方法案に対する異論はなかったため、さいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。

(3) はるの園、さくら草学園、杉の子園における指定管理者の選考方法案等について
所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

① 募集区分

一括

② 設置条例名・設置目的

「さいたま市はるの園条例」、「さいたま市さくら草学園条例」、「さいたま市杉の子園条例」

1歳から6歳（就学前）までの発達上心配のある児童に対し、身近な地域で適切な療育を受けられるようにすること。

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

⑤ 施設概要・業務内容・申請資格要件

【施設所在地】

はるの園：さいたま市見沼区春野2丁目3番5号

さくら草学園：さいたま市浦和区領家1丁目5番16号

杉の子園：さいたま市中央区大戸2丁目7番17号

【規模】

はるの園：延床面積799.35㎡、鉄筋コンクリート造、2階建て、平成23年建築

さくら草学園：延床面積345.70㎡、鉄筋コンクリート壁式構造、平屋建て、

昭和48年建築

杉の子園：延床面積466.30㎡、木造、2階建て、平成11年建築

【主な施設】

はるの園：事務所、訓練・指導室、遊戯室、相談室、厨房、倉庫、医務室、会議室

さくら草学園：事務所、訓練・指導室、遊戯室、相談室、厨房、倉庫、医務室、休憩室

杉の子園：事務所、訓練・指導室、遊戯室、倉庫、会議室

【指定管理者の業務】

○施設運営に関する業務

・各施設の設置条例に掲げた業務として、「児童福祉法」に定められている「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定められた「相談支援」を行う

・専門職による個別指導に関する業務（新規）

○施設の維持管理に関する業務

・建物、設備の保守管理業務

・250万円以下の修繕等

○その他の業務

・災害時の施設維持管理への協力

・各種報告書の提出等

【申請資格要件】（マニュアルに定められている共通の審査資格を除く。）

・事務所の所在地が埼玉県内にあること

・児童発達支援センター事業について、5年以上の運営実績のある法人

⑥ 選定基準

○サービス向上に向けた取組のうち、以下の項目について配点を高く設定

- ・サービス向上のための具体的提案
 - ・利用率向上のための具体的提案
 - ・他の療育施設と連携を図り市内療育体制の向上に向けた計画を立てているか
- ⑦ 利用料金制
- ・あり
- ⑧ 指定管理料
- ・539,884千円（5年間）
- ⑨ スケジュール（募集期間）
- ・7月16日～8月22日

【質疑等】

- Q 人員配置について、今回から作業療法士による個別指導等の業務が追加されている。条例上、作業療法士の記載はなく機能訓練担当職員を配置することが求められていると思うが、作業療法士は内数になるのか、上乘せという配置になるのか。
- A 体制としては内数であっても問題ないと考えているが、業務自体を既存のサービスとは別に実施していただくものなので、それを見越した人員配置を提案していただくものと考えている。
- Q 条例上配置すればいいとなっていると思うが、一人でも作業療法士が配置されていればいいということか。
- A そのとおり。
- Q 3施設で面積が違うが、平均利用人数はほぼ同じとなっている。いずれかの施設が手狭な印象はあるか。
- A さくら草学園は、基準を満たしているが面積的に狭くなっている。定員は3施設同じ30人で行っている。
- Q 杉の子園の業務には給食と送迎が含まれてない。給食の提供については様々な方法があると思うが、給食や送迎について利用者からの声はないか。
- A 設立当時から送迎、給食を行ってないという状況もあり、今のところ、利用している方からの要望はない。
- Q 自動販売機について対象外となっているが、「母子生活支援施設けやき荘」は対象外の理由が分かりやすく書かれている。同時期に同局内で募集するのだから、内容を統一した方が良いのではないか。
- A 同じ理由で対象外となっているので、内容を合わせる。

Q さくら草学園は昭和48年建築で、中規模修繕の予定となっているが、募集要綱に書かれている利用者が減るといふ規模の工事なのか、支障がない工事なのか。

A 定員の変更は考えてないが、工事自体は施設の維持のための工事であり、施設を利用しながらの工事は難しいと考えている。工事の際は仮園舎を用意するなどして、別の場所で運営を行うなど検討を行っているところである。

Q 別の場所で運営する際の費用は含まれているのか。

A 費用は、別で考えている。

Q 個別指導に関する業務を新たに入れたということだが、資料の中でどこにあたるのか。具体的なイメージを持って加えたのか。

A 仕様書の3ページの3業務内容(1)施設運営に関する業務②、③、④について、個別指導に関する業務として加えた。課題を抱えた子どもへの対応、また施設内や保育所等を訪問した際に、作業療法士による専門的な見地からの接し方やアドバイスの仕方などしてもらふことをイメージしている。

Q 個別指導等に関する業務について、応募者から提案したいという場合は。

A 提案があれば、行ってほしいと考えている。

Q 提案は求めているのか。

A 明記はしてないが、提案が出てくることを期待している。

Q 現在の指定管理者は。

A 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団。

Q こちらの施設ではないと思うが、前回の議案のときに、施設職員の虐待があつて、附帯決議で市側で監督指導の徹底があつたと思うが、どのような対応をしてきているか。

A 前担当からは、附帯決議の事案を受けて、実際に事業所で抽出検査の際に、事業所が職員に研修しているか、確認していると聞いている。

また、職員が利用者に対する虐待以外にも、施設外でも虐待が増えていることがあるので、広い意味での虐待の研修を徹底するように指導してきている。

Q 昨今、施設職員による事案が発生しているが、今後もこういった指導はしていくのか。

A 仕様書上はないが、法令順守ということで、法令の中で虐待防止について記載されているので、それを遵守して、新しい計画に盛り込んでもらうことも一つの判断材

料になると考える。指導は徹底していきたい。

【結果】

選考方法案に対する異論はなかったため、さいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。